

兵庫県公報

令和5年5月12日 金曜日 第412号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	4
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	4
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	5
○ 落札者等の公示（物品管理課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	7
○ 同 上（同）	7
教育委員会公告	
○ 入札公告	7
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	10

告 示

兵庫県告示第544号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、令和5年4月27日に適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

令和5年5月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
大塚土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	大塚地区	令和5年5月12日から 同年6月1日まで	養父市役所

兵庫県告示第545号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年5月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市東下土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	西田 憲示	神戸市北区山田町福地字大蔵18番地
同	松本 啓二	同 市同区山田町東下字大畑田12番地の1
同	藤辻 昭雄	同 市同区山田町坂本字長谷285番地
同	山本 昭美	同 市同区山田町東下字山ノ越61番地の1
同	前田 省吾	同 市同区日の峰5丁目14番地 ルネ神戸北町 I-1209号
監事	東田 勉	同 市同区山田町東下字山ノ越29番地の1
同	萩 利志生	同 市同区山田町中字宮ノ片20番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	西田 憲示	神戸市北区山田町福地字大蔵18番地
同	松本 啓二	同 市同区山田町東下字大畑田12番地の1
同	藤辻 昭雄	同 市同区山田町坂本字長谷285番地
同	山本 昭美	同 市同区山田町東下字山ノ越61番地の1
同	前田 省吾	同 市同区日の峰5丁目14番地 ルネ神戸北町 I-1209号
監事	東田 勉	同 市同区山田町東下字山ノ越29番地の1
同	萩 利志生	同 市同区山田町中字宮ノ片20番地



兵庫県告示第546号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和5年5月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

加古川市北部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	原戸 正喜	加古川市上荘町井ノ口710番地の1

就任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	(新) 原戸 聡志	加古川市上荘町井ノ口710番地の1



兵庫県告示第547号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和5年5月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

蛸草土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	岩本 充泰	加古郡稲美町蛸草674番地
同	大西 一幸	同 郡同 町蛸草409番地の1
同	大西 達也	同 郡同 町蛸草419番地
同	大西 芳次	同 郡同 町蛸草673番地の5
同	衣笠 広文	同 郡同 町蛸草961番地の2
同	藤本 和廣	同 郡同 町蛸草148番地の2

同	藤 本 忠 昭	同 郡同	町蛸草153番地の3
同	藤 原 寿 人	同 郡同	町蛸草1204番地の2
同	藤 原 弘 巳	同 郡同	町蛸草879番地
同	松 尾 芳 夫	同 郡同	町蛸草1133番地の3
同	松 下 徹	同 郡同	町蛸草780番地の4
同	松 田 幸	同 郡同	町蛸草1080番地
監 事	宇治橋 誠	同 郡同	町蛸草1286番地の1
同	大 西 裕 之	同 郡同	町蛸草384番地の6
同	山 口 隆	同 郡同	町蛸草98番地の2
同	増 田 利 一		加西市畑町1496番地の40

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

宇治橋 誠

(新) 大 西 伸 幸

(新) 大 西 秀 樹

(新) 藤 田 浩 二

(新) 藤 本 卓 矢

藤 本 忠 昭

藤 原 弘 巳

(新) 藤 原 雅 文

(新) 松 尾 浩 司

松 下 徹

(新) 松 田 忠 一

(新) 吉 岡 泰 毅

岩 本 充 泰

(新) 菊 万 孝 秀

藤 原 寿 人

増 田 利 一

住 所

加古郡稲美町蛸草1286番地の1

同 郡同 町蛸草671番地

同 郡同 町蛸草357番地の5

同 郡同 町蛸草503番地の1

同 郡同 町蛸草145番地の1

同 郡同 町蛸草153番地の3

同 郡同 町蛸草879番地

同 郡同 町蛸草968番地の3

同 郡同 町蛸草966番地の1

同 郡同 町蛸草780番地の4

同 郡同 町蛸草1010番地

同 郡同 町蛸草197番地

同 郡同 町蛸草674番地

同 郡同 町蛸草502番地

同 郡同 町蛸草1204番地の2

加西市畑町1496番地の40

兵 庫 県 告 示 第 548 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員 の退任及び就任の届出があつた。

令和5年5月12日

兵 庫 県 知 事 齋 藤 元 彦

西 脇 市 西 脇 土 地 改 良 区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

笹 倉 忠 三

平 田 高 夫

高 瀬 善 久

白 井 茂 樹

徳 岡 恒 夫

鶴 田 昭 吾

福 井 寛 行

竹 中 修

三和田 義 則

竹 中 敏 文

宇 治 一 貴

浦 上 則 雄

原 田 康 弘

住 所

西脇市寺内70番地

同 市大垣内331番地の1

同 市嶋262番地の2

同 市上戸田124番地の1

同 市津万129番地

同 市嶋196番地

同 市大垣内44番地の2

同 市寺内519番地の12

同 市西嶋57番地の3

同 市蒲江321番地の7

同 市坂本35番地の3

同 市大野539番地の138

同 市津万152番地

同		藤井 晋	同	市嶋510番地の5
同		猪藤 和則	同	市蒲江239番地の1
就任役員				
	役員の区分	氏名		住所
	理事	笹倉 忠三		西脇市寺内70番地
	同	(新) 平田 高夫		同 市大垣内331番地の1
	同	(新) 稲垣 静雄		同 市大垣内311番地の1
	同	(新) 白井 茂樹		同 市上戸田124番地の1
	同	(新) 原田 一記		同 市津万308番地
	同	(新) 松尾 泰幸		同 市嶋367番地の2
	同	(新) 稲垣 忠弘		同 市大垣内359番地
	同	(新) 笹倉 孝一		同 市寺内123番地の1
	同	(新) 藤原 洋		同 市西嶋65番地の1
	同	(新) 竹中 裕貴		同 市蒲江462番地
	同	(新) 藤原 正彦		同 市坂本385番地
	同	(新) 横山 雅祥		同 市大野436番地
	監事	(新) 浦上 則雄		同 市大野539番地の138
	同	(新) 福井 寛行		同 市大垣内44番地の2
	同	(新) 宮崎 博行		同 市坂本453番地の1

兵庫県告示第549号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和5年5月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

成相土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	裏川 博英	南あわじ市八木野原356番地1

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	轟 孝博	南あわじ市八木鳥井312番地2

兵庫県告示第550号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年5月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
吉安土地改良区	令和5年3月15日

公 告

軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

令和5年5月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付県民局、県民センター	紛失年月日
20 リットル 券	農業	2133496	令和5年 5月17日	1	篠山市東岡屋173-1 伊丹産業株式会社	丹波県民局	令和5年 4月7日

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年5月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール姫路リバーシティー

所在地 姫路市飾磨区細江2560 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦
シキボウ株式会社	大阪市中央区備後町三丁目2番6号	尻家正博

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号	杉本正彦
シキボウ株式会社	大阪市中央区備後町三丁目2番6号	尻家正博

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦
シキボウ株式会社	大阪市中央区備後町三丁目2番6号	尻家正博

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ヤマダヤ	名古屋市西区城西一丁目3番5号	山田太郎
株式会社ウィックス	大阪市都島区都島北通一丁目9番23号	上堀勝也
株式会社ワンズテラス 外66者	東京都港区北青山三丁目5番10号	西川信一

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ヤマダヤ	名古屋市西区城西一丁目3番1号	山田太郎
株式会社ウィックス	大阪市都島区都島北通一丁目9番23号	上堀高弘
株式会社ライフワーク イノベーション	東京都港区北青山三丁目5番10号	西川信一

外70者

4 変更年月日

令和5年3月24日 ほか

5 届出年月日

令和5年4月21日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和5年5月12日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年9月12日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年5月12日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 落札に係る物品の名称及び数量

税務システムサーバ機器等 一式（賃貸借）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和5年3月29日

4 落札者の名称及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 神戸営業所 神戸市中央区東町126番地

5 落札金額

10,935,430円（月額）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和5年2月17日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年5月12日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 落札に係る物品の名称及び数量

兵庫県立高等学校校務支援システム用サーバ等 一式（賃貸借）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和5年4月17日

4 落札者の名称及び住所

NTT・TCリース株式会社 神戸支店 神戸市中央区小野柄通4-1-22

- 5 落札金額
月額2,433,220円（税抜き）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年3月7日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年5月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町立岡字式升合102番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市余部区上余部259番地の1
株式会社サンヨー住販 代表取締役 圓尾真造
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年4月24日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-14-2号（4太子）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年5月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町立岡字山崎267番2の一部、293番1、293番3の一部、293番4の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪市北区堂島二丁目2番2号
ミサワホーム近畿株式会社 代表取締役 下山隆
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年4月24日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-20-2号（4太子）

教育委員会公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年5月12日

契約担当者

兵庫県立姫路工業高等学校長 東矢憲了

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
兵庫県立姫路工業高等学校教育実習システム（賃貸借）一式
 - (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 契約期間

令和5年9月1日（金）から令和10年8月31日（木）まで（60箇月）

(4) 納入場所

兵庫県立姫路工業高等学校（詳細は仕様書に記載のとおり）
姫路市伊伝居600番地1

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒670-0871 姫路市伊伝居600番地1

兵庫県立姫路工業高等学校 事務室 担当 田中

電話 (079) 284-0111 F A X (079) 284-0112

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和5年5月12日（金）から同月31日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和5年6月23日（金）午前10時30分 兵庫県立姫路工業高等学校

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和5年6月22日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、次により書類を提出すること。

ア 受付期間

令和5年5月15日（月）から同年6月6日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

上記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

機器内訳書及びカタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

持参又は郵送等により提出すること。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年6月21日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立姫路工業高等学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立姫路工業高等学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和5年6月30日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札者に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Touya Yoshinori, Principal of Hyogo Prefectural Himeji Technical High School

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 set of Educational Training System for Hyogo Prefectural Himeji Technical High School (leasing contract)

(3) Lease period: September 1, 2023 - August 31, 2028

- (4) Delivery location:
Hyogo Prefectural Himeji Technical High School(details are described in the specification)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 May 31, 2023
- (6) Deadline for tender:
10:30 June 23, 2023 by direct delivery
17:00 June 22, 2023 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Ms.Tanaka, School Office, Hyogo Prefectural Himeji Technical High School
600-1 Idei, Himeji, Hyogo 670-0871
Tel (079)284-0111
Fax (079)284-0112

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第131号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年5月12日

兵庫県公安委員会

委員長 小 西 新右衛門

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

令和5年6月14日（水）から同月22日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

令和5年6月19日（月）から同月22日（木）までの4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和5年6月22日（木）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの。

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規

則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの。

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの。

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの。

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの。

4 受講希望の申出の受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和5年5月16日(火)から同月18日(木)までの間(午前10時から午後5時まで)

(2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当係において電話で受け付ける。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

5 受講申込みの受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和5年5月24日(水)から同月30日(火)までの間(土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで)

(2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

(3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(イ) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(以下「申込書」という。)1通

(ロ) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(1)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(イ) 申込書1通

(ロ) 指導教育責任者資格者証等の写し

(7) 次に掲げるいずれかの書面

- a 3の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
- b 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
- c 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- d 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
- e 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

6 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を検定申請書の裏面に貼り付け、又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、受講手数料は、受講申込書の受付後は返還しない。

7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

8 その他

- (1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。
- (2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による受講申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会

10 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課
電話 (078) 341-7441 内線3424
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166